該非判定結果

- ■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。
- ■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。

当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。 ■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。 お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

- ■本該非判定結果の見方
 ■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二
 判定結果:「該当」 =規制品目であり、規制値を満たす。
 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。
 「対象外」=規制品目に当てはまらない。
 判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
 又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
 輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
 ■米国輸出管理規則(EAR)
 判定結果:「ECCN」=規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
 「EAR99」=EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
 「対象外」=EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
リークディテクタ HELIOTシリーズ	901W1 901D2 904D3 904D3 904W2 908W1 711D1 711W1 714D2 714D3 714W2 701D1 704D2 704D3 704D3	非該当	輸出令 2項(32)	省令 1条三十七号	判定理由 ・測定できる質量が 規制値以下のため。 ・イオン源が規制さ れる材料で作られて いないため。	判定結果 对象外	· 項番	規定理由規制品目に当てはまらないため。	ECCN 対象外	判定理由 米国産ではなく、ま 大国生産が、ま 大国生産が、ま ではなく、ま ではない。 ではないた ではないた いてたものではないた め。
		非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気 速度、また到達圧力 が規制値を満たさな いため。					
		非該当	3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するす べての部分が、規制 される材料で構成され、裏打ちされ、又 は被覆されたもので はないため。					
リークディテクタ HELIOT ZERO	ZERO-J ZERO-F	非該当	2項(32)	1条三十七号	・測定できる質量が 規制値以下のため。 ・イオン源が規制さ れる材料で作られて いないため。	対象外	_	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
		非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気 速度、また到達圧力 が規制値を満たさな いため。					
		非該当	3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又 は被覆されたもので はないため。					
イオンソース	IS-BA1 IS-BA3 IS-BATP IS-PIERCE	非該当	2項(32)	1条三十七号	・測定できる質量が 規制値以下のため。 ・イオン源が規制さ れる材料で作られて いないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
校正リーク	CLC-04A CLC-05A CLC-06A CLM-07A CLM-07AY CLM-07V CLM-08B CLM-08B CLM-08C CLM-08V CLM-08V CLM-08F CLM-09A CLM-09A CLM-09A	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。

該非判定結果

- ■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。
- ■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。

当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。 ■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。 お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果:「該当」 =規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」=規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果:「ECCN」=規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」=EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」=EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
	AS9-L2 AS9-L5 AS9-L10 BS9-L2 BS9-L5 BS9-L10	対象外	ı		規制品目に当てはまらないため。	対象外		規制品目に当てはまらないため。		米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。